

42—04 T

商標拒絶査定不服審判における審理の再開

商標においては、審判係属中は指定商品等の補正が可能（商 § 68 の 28①、§ 68 の 40①）であることから、審理終結通知があった後に拒絶理由を解消するための指定商品等の補正がされたときは審理を再開する。

しかし、審理終結通知後にされた以下のような事案については、審理を再開するための合理的な理由に該当するものではなく、時機に後れた対応であるから審理を再開しない。

- (1) 指定商品の補正をする旨を主張するのみで、具体的な補正手続がされていないもの。
- (2) 請求の理由又は証拠の補充をするため審決の猶予を求めるもの。
- (3) 引用商標の商標権者と譲渡交渉するため審決の猶予を求めるもの。
- (4) 引用商標に対して不使用取消審判等を請求した旨を主張するもの。

ただし、当該審判請求を審理終結通知後にする合理的理由があるものを除く。

(改訂 H27. 2)